

砂利等採取者公募の公示

令和2年10月20日

能代河川国道事務所長 高橋 秀典



次のとおり、「能代河川国道事務所公募型砂利等採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：能代河川国道事務所管内河川区域内砂利等採取

2. 公募内容：砂利等の採取・搬出（採取区域は別添図面 河川砂利等採取場所位置図のとおり）

※ 河川区域内の砂利等堆積箇所において、必要な河道断面を確保するとともに河道掘削費用の縮減と資源の有効活用を図るため、公募により希望者に採取していただくことにより堆積した砂利等を撤去する取り組みを実施します。

3. 採取時期

令和2年11月25日から令和3年6月30日まで

4. 採取場所

秋田県能代市朴瀬地先（米代川右岸米代新橋上流）～

秋田県大館市長坂地先（米代川右岸早口川合流点下流）

別添図面（採取区域は河川砂利等採取場所位置図）のとおり

※必要に応じて各自現地確認をすること。

5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

(1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。

① 役員に次の各号に該当する者がいる者。

ア 破産者で復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 成年被後見人、被保佐人

② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。

③ 過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。

(2) 協業化された協同組合として、令和2年4月1日時点において砂利採取法第5条第1項に定める砂利採取業の秋田県知事への登録が済んでいる者。なお、登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできないものとする。

(3) 砂利採取法第15条第1項に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができる者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請

があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(5) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類の必要事項に記載がない場合、あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められる場合

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に記載の提出書類を期限までに提出すること。(郵送可、期限までに必着のこと)

② 提出期限

令和2年11月4日まで(土日を除く)

受付時間：9：00～16：00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒016-0121 秋田県能代市鮎淵字一本柳97-1

東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課

電話 0185-70-1246

7. 許可手続

砂利等採取に選定された者は、当該砂利等の採取について、河川法第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則第13条第1項及び砂利採取法第16条に定める申請が必要となる。

8. 採取者の選定方法

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。

(2) 砂利等採取者の審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

- ① 採取実施者の作業主体により現場管理の確実性について評価する。
- ② 応募者の所在地により、地域精通の優位性について評価する。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、同一箇所で複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。